

学級閉鎖等の基準

1 基準

(1) 学級閉鎖

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ※感染可能期間に登校していない者を除く
 - ※既に同一世帯内で感染者が発生していた場合を除く
 - ②その他、市教育委員会が必要と判断した場合
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を実施しない。
 - ※「その児童生徒等の間で感染経路に関連がある場合」とは、感染が判明した児童生徒等に濃厚接触者の定義に当てはまる活動がある場合とする。
 - ※「そのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがある場合」とは、同一の学級において、感染が判明した児童生徒等の最終登校日の翌日から5日以内に5名の感染が判明した場合とする。
- 学級閉鎖の期間は、原則として感染が判明した児童生徒等の最終登校日の翌日から5日間とする。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、学年閉鎖を実施する。

(3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、学校全体の臨時休業を実施する。

(4) その他

保育所、こども園及び児童クラブは原則開所とし、検査対象やそれにかかる日数を踏まえ、市教育委員会と協議の上、特別保育の実施あるいは休所とする。

2 留意事項

- ① 教職員の感染が確認された場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ② 1つの学級や学年等において出席停止の人数が多くなり、教育活動に支障が出る可能性がある場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ③ 学校関係者（児童生徒・教職員等）の感染が確認された場合は、個人が特定されることがないように配慮した上で、当該学校の保護者のみに公表する。
※ 感染可能期間に登校していない等、学校に影響がないことが事前に確認されている場合は公表しない。
- ④ 校内で感染が広がっている場合（クラスターの発生等）は、個人が特定されることがないように配慮した上で公表する。
- ⑤ 部活動については、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ⑥ 新型コロナウイルスにかかる学級閉鎖等の状況については、市ホームページにおいて学級数等を公表する。

3 備考

- ① 本基準は令和4年8月25日（木）から適用する。但し、感染状況等によっては見直しを図る。